

賛助会員の特典に関する申し合わせ

平成 28 年 7 月 16 日 一般社団法人地域安全学会理事会決定

(目的)

1. 一般社団法人地域安全学会定款第 6 条に定める賛助会員の入会促進を図るために、細則第 2 条第 4 項の賛助会員の特典について定める。

(賛助会員の特典)

2. 賛助会員は、下記の特典を有する。

賛助会員は一口につき 3 名の所属役職員を以下の活動に個人として参加させることができる。なお、3 名は事前登録するものとする。

- (1) 論文発表をすることができる (査読論文、一般論文、特別委員会論文のいずれも可能)。
 - (2) 論文賞ほか、本学会の表彰の対象となることができる。
 - (3) 幹事の役職につくことができる。
 - (4) 研究会、勉強会への参加ができる。
 - (5) セミナーへの参加ができる。
 - (6) ニュースレターの受領ができる。
 - (7) ホームページ (会員専用ページ) の閲覧ができる。
 - (8) メーリングリストへの参加ができる
 - (9) その他、理事会において承認された事項
3. 賛助会員の会費に見合った特典は以下の通りとする。
 - (1) 学会ホームページの賛助会員の一覧表に名前を掲示する。
 - (2) 学会ホームページから賛助会員のホームページにリンクする。
 - (3) 予稿集へ賛助会員の一覧表を掲載する (注: 論文集は広告不可を前提)。
 - (4) 予稿集またはホームページに広告を掲載することができる (広告を認める場合: 広告料は別途定める)。
 - (5) 予稿集またはホームページに求人広告を掲載することができる (広告を認める場合: 広告料は別途定める)。
 - (6) 春、秋の大会および各種行事にあたり会場で展示を行うことができる。
 - (7) 論文集、予稿集などの出版物を 3 冊無料で受領することができる。
 - (8) その他、理事会において承認された事項